

毎月開講格安講座！ ※先着16名様限定

豊富な事例により、疑問点を解消

第12回 職場におけるハラスメント対策と重要判例

講師 水出真以、大友朱美

日程 2017年2月23日(木) 14:00~17:00 会場 弊社セミナールーム

◆第12回トムズ塾のご案内

今年1月、男女雇用機会均等法が改正され、事業主に対しマタニティハラスメント等の防止措置を講じることが義務付けられました。これまでも出産・育児・介護を理由とした不利益取扱いが禁止されていたものの、今後はセクハラ・パワハラ同様に対策を講じる必要があります。

一方で、都道府県労働局等に寄せられる個別労働紛争の相談内容は、セクハラ・パワハラを始めとする「職場でのいじめ、嫌がらせ」に関するものが3年連続でトップとなり、ハラスメントは、職場で最も起こりやすいトラブルと言えます。(平成26年データ、厚生労働省発表)

今回のトムズ塾では、セクハラ・パワハラに関する過去の判例をもとに、会社で行うべき対策について改めてご案内するとともに、新たに追加されたマタハラの定義と取り組み事例についてご紹介していきます。

◆セミナープログラム 14:00~17:00

1. セクハラ・パワハラ

- (1) セクハラ・パワハラの基礎
- (2) 事例研究
- (3) 防止策
- (4) 相談を受けた場合の対応

2. マタニティハラスメント等

- (1) 法改正による変更点
- (2) マタハラとは(防止措置の対象となる言動)
- (3) 求められる対応・措置
- (4) 具体的な取り組み事例



※一部内容については、変更となる場合があります。